

小樽市立桜小学校『いじめ防止基本方針』

令和5年 5月15日

《いじめ防止対策に関する基本理念》

- いじめの芽はどの児童生徒にも生じうるという緊張感をもち、学校の内外を問わずいじめが行われないようにします。
- すべての児童がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めます。
- いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護する為社会全体でいじめの問題を克服します。
 - ◆ いじめを受けた児童生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方をしません。
 - ◆ けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身につかせます。

【いじめの定義と基本的な考え方】

いじめは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。（平成25年9月28日施行いじめ防止対策推進法より）

「いじめの解消」

- ・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと（児童や保護者に対する面談等により確認）。
- ・いじめに係る行為が止んでいること。期間は少なくとも3ヶ月とするが、被害の状況によって長期の期間を設定する。

上記の考えのもと、全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうる」「いじめ見逃しゼロ」という意識を持ち、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という共通認識に立ち、全校児童がいじめのない学校生活を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を定める。

◎桜小学校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」

- ☆学校、学級内にいじめをゆるさない雰囲気をつくる。
- ☆児童、教職員の人権感覚を高める。
- ☆変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていく事ができる力を育む。
- ☆児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- ☆いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- ☆いじめ問題について、保護者・地域、そして関係機関との連携を深める。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

- ※ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。
- ※ 「性的マイノリティ」「多様な背景を持つ児童」「東日本大震災により被災した児童」等、特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行う。



I いじめの未然防止 ～いじめを生まない土壌づくり～

○人権教育の充実

- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、児童に理解させる。
- ・子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。



○道徳教育の充実

- ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った考える道徳の授業を実施し、自分事として捉えられるようにする。

○コミュニケーション活動を重視した教育活動の充実

- ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。

○保護者や地域の方への働きかけ

- ・学校・学級だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発活動を行う。
- ・授業参観日全体懇談や学級懇談、PTAの各種会議などを利用し、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・インターネット利用のルールや情報モラルについて啓発活動を行い、ネットいじめの予防を図る。

上記のより具体は

(1) 教職員

- ・わかる授業づくりを進め、すべての児童が参加・活躍できる授業作りの工夫を進めるとともに、道徳・特別活動をとおして規範意識や集団のあり方及び人権に関する教育を学校生活全般において行う。
- ・チャイムスタートの習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導など桜小学校「がんばり8」や「みんなで11」等の学習・生活規律の徹底を図る。
- ・教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。

(2) 児童

- ・「みんなちがって、みんないい」の考えのもと、いろいろな人が共に生きていることを理解し、みんなで助け合っていく心を育む。
- ・子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- ・他者の役に立っていると感じ取ることができる機会をすべての児童に提供し自己有用感を育む。
- ・「いじめられる側にも問題がある」の考え方は誤りであり、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ばせる。

(3) 保護者(地域)

- ・あいさつや地域活動を通して、子どもとの関わりを大切にする。
- ・児童が日頃から、より多くの大人と関わることにより、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、学校や地域の状況を踏まえながら、児童に対して地域の行事などへの積極的な参加を促す。

Ⅱ 早期発見、早期解決 ～小さな変化に対する敏感な気づき～

○日々の観察

- ・教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・休み時間や昼休み、給食時間の雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、「児童がいるところには、教職員がいる」ことを心掛ける。
- ・いじめの相談の窓口(校内外)があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。

○観察の視点

- ・児童の成長の発達段階を考慮し、丁寧に継続した対応を実施する。
- ・担任を中心に教職員は、児童が形成するグループやグループ内の人間関係の把握に努める。
- ・気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

○保護者との連携

- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

○児童理解(いじめ実態調査)アンケートの実施

- ・アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、6月11月の2回実施する。その他、実態に応じて実施する。

○個人面談・教育相談の実施

- ・アンケート実施後、いじめ有りの児童全員と教育相談を実施する。
- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。

Ⅲ 早期の適切な対応 ～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～

○正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの児童から、個々に聴き取り、記録する。
- ・いじめ防止委員会を開催し、関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。

○指導体制、方針決定

- ・指導の方針を明確にし、教職員全体の共通理解を図る。
- ・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
- ・教育委員会、SC・ソーシャルワーカー等の関係機関との連絡調整を行う。



○子どもへの指導・支援

- ・いじめられた児童の保護、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。
- ・インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心がけ、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

○保護者との連携

- ・いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
- ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。
- ・授業参観や個別懇談会などを通じて、普段から保護者との連携を深める。

○いじめ発生後の対応

- ・継続的に指導・支援を行う。
- ・カウンセリング機能を十分活用し、児童の心のケアを図る。
- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。



IV ネット上のいじめへの対応

○啓発・研修

- ・インターネット使用のルールや情報モラルについて教職員の研修を深め、講習会や授業に生かす。
- ・ネットいじめの予防を図るため、「おたるスマート7」等も活用しながら、家庭での使用上のルールづくりを推進する。

○早期発見・早期対応

- ・家庭での指導が不可欠であるから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導に努める。
- ・平素より情報を得るよう心がけるとともに、相談しやすい体制の充実を図る。

○関係機関との連携

- ・ネットいじめが発見された場合については、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

V いじめ問題に取り組む体制の整備

○校内『いじめ防止委員会』の設置

- ・通常は全職員による実態交流を定期的に行い、情報把握に努めるとともに、いじめ防止の日常的な取り組みを確認し推進する。
- ・いじめの兆候を察知したり、いじめを把握した場合は、「いじめ防止委員会」が、情報把握に努め、いじめが認められる場合には、「いじめ防止委員会」が指導の方針を明確にし問題の対応・解決にあたる。(詳細はVIを参照)

○実践的な校内研修の実施

- ・児童理解に関する研修や指導援助に関する研修を行う。
- ・教職員個々の役割を明確化し、日常的な取り組みを実施する。

○相談体制やカウンセリング体制の充実

- ・いじめ等についての相談体制、カウンセリング体制を整備するとともに、研修などを通して教職員のカウンセリング技量の向上を図る。

VI 桜小学校におけるいじめの防止のための組織

(1) 組織の名称 『いじめ防止委員会』

(2) 組織の構成

【学 校】 学校長 教頭 主幹教諭(教務主任) 生徒指導係
養護教諭 関係職員 (該当担任)

【関係機関】 教育委員会

【その他】 スクールカウンセラー・ソーシャルワーカー等外部専門家

(3) 組織の役割

- ・いじめに関する情報の収集及び共有。
- ・いじめ事実の確認。対策案を練る。
- ・該当児童への指導、該当保護者への対応。
- ・学級への指導体制の強化、支援。
- ・いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析
- ・外部組織への協力要請、又は、警察への通報。
- ・重大事態発生時の対応等については、小樽市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。



